

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は顧客・株主・職員・協力を会社をはじめ、全ての人々との信頼関係を大切に、「良き企業市民」として、社会の発展に貢献するとともに、公正、透明、自由な競争を基本に開かれた企業活動を実践し、コンプライアンスの徹底のための施策を通じて、企業価値の向上に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【原則1-2.株主総会における権利行使】

【補充原則1-2-4】

当社は機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権を行使しやすい環境提供が必要であると認識しております。

現時点では海外投資家の株式保有率が相対的に低いことから、議決権の電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳については現在行っておりませんが、今後必要に応じ検討いたします。なお海外投資家に会社概況を理解していただくため英文のANNUAL REPORTを当社ホームページで開示しております。

【原則1-4.政策保有株式】

当社は、良好な取引関係の維持・連携強化を図るうえにおいて、当社の企業価値の向上を実現する観点から、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。

こうした株式の保有については、取締役会で個別銘柄ごとに保有目的、取引状況、配当等を総合的に検証し、保有または売却の要否を判断しております。

保有株式に係る議決権の行使については、当該企業の価値向上につながるか、当社の企業価値を棄損させる可能性がないかということ個別に精査したうえで、議案への賛否を適切に行使用いたします。

【原則4-11.取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社の取締役会は、経営企画、管理、営業、技術本部と首都圏、原子力、海外の各事業の分野に精通した業務執行取締役および、企業法務に精通した弁護士、財務・行政分野に精通した学識経験者である社外取締役で構成されております。また監査役会は、常勤監査役2名と財務・会計・税務に関する専門的知見を有している2名の社外監査役で構成されております。

取締役会メンバーに女性は含まれていませんが、当社はジェンダーや国際性の別なく、取締役、監査役として適任と判断した人物を候補者としてご提案することとしておりますが、今後も経営に一層の多様な価値観を反映させるように努めてまいります。

なお、取締役会終了後定期的に意見交換会を実施することにより取締役会の実効性や機能向上に努めております。

また、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、全ての取締役および監査役を対象に、取締役会の構成、役割と責務、運営等に関し、アンケートを実施しております。昨年度の結果としては、概ね実効性が確保されているとの評価に至りました。

今後もアンケート結果を踏まえ、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-7.関連当事者間の取引】

当社では役員、執行役員が競業取引および利益相反取引を行う場合は取締役会規程にもとづき、取締役会に付議し、承認を得ることとしております。また主要株主との取引については、取締役会が重要と認める場合に、担当取締役等の事前確認や必要に応じて取締役会に付議するなど、会社に不利益とならない体制を整えております。

【原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用が、職員の安定的な資産形成、当社の財政状態に影響を与えることを認識しております。

また、当社が加入している空調衛生企業年金基金には、当社から理事を選出しております。運用の助言等を得るため専門家と契約することにより、適切な運用管理に努めております。

なお退職金については、20%を確定拠出年金、80%をリスク分担型企業年金としており、安定した運用と管理が行われています。

【原則3-1.情報開示の充実】

(1)当社では、企業理念・企業行動憲章および中期経営計画「SNK Value Innovation 2020」を定め、当社ホームページ等において開示しております。

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書「1.1基本的な考え方」に記載しております。

(3)取締役の報酬は、株主総会の決議によっており、各取締役の報酬の額は、これを限度額として決定しております。取締役の報酬は、役職に応じた固定部分と業績に応じた業績部分に分けており、固定部分は、役員内規に定める基準に従い決定し、業績部分は、あらかじめ設定した目標の達成度に応じて決定しております。また株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、中長期的な業績向上および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として導入した、社外取締役を除く取締役および執行役員に対する自社株報酬制度について、従来の株式報酬型ストックオプションにかえて、2019年度より譲渡制限付株式報酬を導入しております。

なお、経営の透明性を高めるため、独立社外役員2名を委員、取締役1名を委員長とした報酬委員会を設置しております。

(4)当社では、経営陣幹部の選任については、人望、品格に優れ、高い倫理観をもち、業務遂行上健康で、経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れ、出身の各分野において幅広い知見と豊富な経験を有していることを選任方針としております。

また、独立社外役員2名を委員、取締役1名を委員長とした指名委員会を設置し、取締役および監査役の重任、選解任について審議、決議し、

株主総会で選解任を諮るため、取締役会に決議内容を答申しております。
(5) 取締役および監査役の選任理由につきましては、株主総会招集通知にて開示しております。

【原則4 - 1. 取締役会の役割・責務(1)】

(補充原則4 - 1 - 1)

取締役会は、法令に定めがある事項や定款、取締役会規程において、決議を要すると定めた事項について決議しており、取締役会自身何を判断・決定するのかを明確にしております。

また、上記取締役会規程で定めた決議事項以外の業務の決定は代表取締役に委任することとしておりますが、代表取締役が主催する経営会議を設置し、経営にかかわる重要な業務執行方針ならびに重要な業務案件を審議、決定しております。

【原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は会社法に定める社外取締役の要件および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4 - 11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

(補充原則4 - 11 - 1)

当社では、取締役の選任に当たっては、人望、品格に優れ、高い倫理観をもち、業務遂行上健康で、経営に関し客観的判断能力を有し、先見性、洞察力に優れ、出身の各分野において幅広い知見と豊富な経験を有していることを選任方針としております。

なお当社は、取締役候補者および監査役候補者を審議し、取締役会に諮問する指名委員会を設置しております。

(補充原則4 - 11 - 2)

取締役・監査役他社との主な兼任状況は、従来から、株主総会招集通知および有価証券報告書において、適切に開示を行っております。その兼任状況は取締役会または監査役会のために必要となる時間と労力から見て合理的な範囲であると判断しております。

(補充原則4 - 11 - 3)

当社の取締役会は、取締役会規程にもとづき議案を選定し、適時適切に審議しております。取締役会の付議事項については、経営会議で事前審議することにしており、社外役員全員がその経営会議に出席しております。問題点・課題・リスクおよびその対策を明確にさせ、取締役会での議論の実効性を高めております。また、業務執行状況についても担当役員から定期的に報告を受け、適切なリスク管理および業務執行の監督に努めております。

なお、当社は、取締役会の実効性を高め企業価値を向上させることを目的として、全ての取締役および監査役を対象に、取締役会の構成、役割と責務、運営等に関し、アンケートを実施しております。昨年度の結果としては、概ね実効性が確保されているとの評価に至りました。

今後もアンケート結果を踏まえ、取締役会の実効性向上に努めてまいります。

【原則4 - 14. 取締役・監査役のトレーニング】

(補充原則4 - 14 - 2)

当社は取締役・監査役に限らず、広く全職員に対し、業務上必要な知識の習得および資格取得のため様々な社内研修の機会を用意するとともに外部研修への自主的な参加を支援しております。

取締役、執行役員等に対しては、必要な知識の習得や適切な更新の機会として、毎年研修会を実施しております。

新任の取締役および執行役員に対しては、その役割と責務についての研修会を実施しております。

監査役は、日本監査役協会等が開催する研修会に参加し、必要な知識の習得、監査役の役割と責務の促進に努めております。

なお、各研修については会社が費用を負担しております。

【原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針】

(1) 基本的な考え方

当社は持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主のご理解とご支援が不可欠であると認識しております。株主に正確な情報を公平にご提供しつつ、建設的な対話を実践し、長期的な信頼関係を構築していきたいと考えております。

(2) IR体制

株主との対話につきましては、経営企画担当役員が統括し、その他各本部と連携して対応しております。

(3) 対話の方法

報道機関、アナリスト、機関投資家に対して、決算説明会を実施しております。さらに経営計画・事業・開発等に関する説明会を適宜実施し、ホームページでも公開しております。

(4) 社内へのフィードバック

対話の内容は、必要に応じ、経営企画担当役員を通じ、経営層にフィードバックしております。

(5) インサイダー情報

社内規程に則り適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日本空調協和会	1,998,819	8.55
三井物産株式会社	1,266,252	5.42
株式会社東芝	1,255,031	5.37
株式会社三井住友銀行	1,006,842	4.31
三井住友信託銀行株式会社	1,000,000	4.28
新日本空調従業員持株会	918,294	3.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	854,500	3.65
日本電設工業株式会社	760,700	3.25
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	632,000	2.70

株式会社東京エネシス	571,800	2.44
------------	---------	------

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明 [更新](#)

【大株主の状況】は、2019年3月31日現在の株主名簿にもとづき記載しており、上記のほか、当社所有の自己株式が1,928,964株あります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
森信茂樹	学者													
水野靖史	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森信茂樹			行政分野等における豊富な経験ならびに学識経験者としての幅広い知見を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
水野靖史		水野靖史氏は、当社が2016年6月22日まで導入しておりました買収防衛策に係る独立委員会委員でありました。 当社は、当該委員会の委員を当社と特別の利害関係がなく、当社経営陣から独立した立場の社外監査役または社外有識者から選任しており、同氏を当該委員に選任しておりました。	弁護士としての専門的知見ならびに企業法務に関する豊富な経験を有していることから、社外取締役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	3	0	1	1	0	1	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	3	0	1	1	0	1	社内取 締役

補足説明

当社は、取締役候補者および監査役候補者を審議し、取締役会に答申する指名委員会、取締役の報酬に関する事項を審議し、取締役会に答申する報酬委員会を設置しております。各委員会は社外取締役および社外監査役を含む3名をもって構成し、経営の透明性を高めております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

< 監査役と内部監査部門の連携状況 >

監査役は、効率的かつ実効的な監査の遂行のため、内部統制部による監査結果を監査役監査に活用するほか、監査計画策定やその他監査に関し意見交換を行い、内部統制部と緊密な連携を保っております。また、必要に応じ内部統制部あるいは各部門に対して、内部統制システムの状況およびリスク評価等について報告を求めています。

< 監査役と会計監査人の連携状況 >

会計監査において、監査役は、会計監査人と日頃から意見交換を行い緊密な関係を保っております。監査計画、重点監査項目および監査実施状況を把握し、情報交換を図り、協議を行ったうえで、四半期および期末には会計監査結果の総合的かつ詳細な報告を受け、連携を強めております。

< 内部統制部門と会計監査人の連携状況 >

内部統制部は、統制監査において会計監査人と連携して監査評価を取りまとめるほか、内部監査等により不適切な行為が判明した場合、内部統制部門である本社各部門および会計監査人と連携し、原因究明や再発防止策を協議し、内部監査において重点的に監査等を実施することとしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
野水秀一	他の会社の出身者													
鶴野隆一	公認会計士													
東海秀樹	税理士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野水秀一		野水秀一氏は、持株比率5%の当社株主である三井物産株式会社の出身ですが、同社の当社売上高に占める割合は、2012年度以降の各事業年度において0.1%未満であります。	三井物産株式会社において国内外での業務執行を長年務め、同氏が培ってきた幅広い知見と豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
鶴野隆一		鶴野隆一氏は、有限責任監査法人トーマツの出身であり、当社の会計監査人である同監査法人へ当社は監査報酬等を支払っておりますが、その金額は同監査法人の規模に対して少額であります。	公認会計士としての専門的知見ならびに企業会計に関する豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
東海秀樹		東海秀樹氏は、東海秀樹税理士事務所の税理士であり、同税理士事務所と当社は2018年12月まで顧問契約を締結し、当社は顧問料を支払っていましたが、その金額は各事業年度において少額(150万円以下)であります。	税理士としての専門的知見ならびに行政分野等における豊富な経験を有していることから、社外監査役に選任しております。 東京証券取引所が定める独立性の要件を満たしており、経営陣から独立した立場として、中立、公正に、独立役員の職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、その他
--	------------------

該当項目に関する補足説明

本報告書「1.1基本的な考え方」「コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示」の【原則3 - 1. 情報開示の充実】(3)に記載しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	
--	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

(役員報酬の内容)

取締役 10名 年間報酬総額 261百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役、監査役の報酬限度額は、株主総会の決議(2015年6月19日開催)により、取締役は年額450百万円以内(うち社外取締役は年額300百万円以内)、監査役は年額72百万円以内と決議されており、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬は含んでおりません。また、当該報酬とは別枠にて、株主総会の決議(2016年6月22日開催)により、取締役(社外取締役を除く)に対する株式報酬型ストック・オプションによる報酬額を年額500百万円以内と決議されています。報酬割合は、固定報酬60%、業績連動報酬30%、株式報酬10%を目安としており、社外取締役および監査役の報酬は、固定報酬のみとしております。

代表取締役などの取締役(社外取締役を除く。)の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役が取締役会からの委任を受けて、報酬限度額の範囲内で個別の報酬を決定します。固定報酬については、役員内規に定める基準に従い、取締役の職務内容、貢献度等を総合的に勘案して決定します。また、業績連動報酬については、事業年度の業績数値目標の達成状況、職員の賞与水準等にもとづいて決定しております。

当社は、取締役の報酬決定の手続きの客観性、透明性向上を図るため、社外取締役、社外監査役を含む3名を委員とした報酬委員会を設置しております。報酬委員会では、代表取締役から示された各取締役の報酬の額、その算定方法の決定に関する方針の説明を受けたうえで、審議し、承認することとし、その後開催される取締役会に報告しております。

なお、監査役の報酬については、監査役の協議により決定しております。

また、株式報酬については、2019年6月21日開催の第50回定時株主総会において、従来の株式報酬型ストック・オプションに代えて、譲渡制限付株式報酬制度の導入が承認され、当該報酬は年額500百万円以内と決議いただいております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、定例および臨時の取締役会等に先立ち、担当役員等が議案の資料とともに十分な事前説明を行うこととしております。監査職務のサポート体制としては、社外監査役に限らず監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務の執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保することとしております。補助する職員の人事については監査役と協議するものとしております。

監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、取締役会ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負っております。

また、取締役会ならびに監査役から要請があれば速やかに必要書類、資料が提出される体制を構築しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 **更新**

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由
当社は、企業統治に関して、次の機関を設置しております。

(1) 取締役会

・取締役会は、実質的な討議を可能とする人数にとどめ、法令で定められた事項や経営上の重要な事項を審議・決定するとともに、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督しております。当取締役会は、代表取締役社長 夏井博史氏を議長とし、取締役 淵野聡志、赤松敬一、大宮祥充、下元智史、遠藤清志、山田勇夫の各氏ならびに社外取締役 森信茂樹、水野靖史の各氏の9名で構成しております。

・当社は、2018年度に取締役会を9回開催いたしました。取締役会に諮るべき事項および重要な業務執行については、経営会議(2018年度は23回開催)において協議し、迅速かつ適切な運営を図っております。

(2) 指名委員会

・当社は、取締役候補者および監査役候補者を審議し、取締役会に諮問する指名委員会を設置しております。当委員会は、取締役 山田勇夫氏を委員長とし、社外取締役 森信茂樹氏および社外監査役 野水秀一氏の3名で構成し経営の透明性を高めております。

(3) 報酬委員会

・当社は、取締役の報酬に関する事項を審議・決定する報酬委員会を設置しております。当委員会は、取締役 山田勇夫氏を委員長とし、社外取締役 水野靖史氏および社外監査役 鶴野隆一氏の3名で構成し経営の透明性を高めております。

(4) 監査役会

・当社は、監査役会制度を採用しております。監査役会(2018年度は6回開催)は、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議または決議を行っております。当監査役会は、監査役 楠田守雄氏および社外監査役 野水秀一、鶴野隆一、東海秀樹の各氏の4名で構成し、公正な監査が実施できる体制としております。

・監査役は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するほか、定期的に監査役連絡会(2018年度は6回開催)を開催し、監査機能を充実させ、実効性を高めるように努めております。

(5) 執行役員制度

・当社は、2002年4月から執行役員制度を導入し、経営責任の明確化および経営判断ならびに業務執行の迅速化を図っております。執行役員の構成は、役員の状況に記載の取締役7名(社外役員を除く。)の他、常務執行役員 三橋渡、上席執行役員 和木英人・松浦正志・増沢吾朗・伊藤雅基・中曽根寛・浅岡克好・田中幹武・岡野登・高橋秀幸・坂本裕・前川伸二、執行役員 所崇弘・岡本隆太・本庄秀憲・宮下公一・川瀬一郎・坂下行範・馬志剛・井上聖の20名であります。

(6) 会計監査人

・当社の会計監査を担当する会計監査人には有限責任監査法人トーマツを選任しております。2018年度の業務執行社員は飯野健一氏、伊藤治郎氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他8名であります。

現在の体制が、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するうえで最適であると判断し、本体制を採用しております。

2. 責任限定契約の概要

当社は、社外取締役および監査役との間で責任限定契約を締結しております。なお当該契約にもとづく損賠賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

前述「業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」に記載しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	2003年の定時株主総会から、多くの株主様に出席いただけるよう早期に開催しております。
電磁的方法による議決権の行使	2014年の定時株主総会から、株主様の利便性を考慮し採用しております。
その他	招集通知を発送に先立ち当社ホームページへ掲載し、当日は株主様からの質問に対しては丁寧な回答に努め、開会前に当社保有技術の紹介(映像投影)を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	期末の決算発表後に、社長および担当役員が出席し、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	株主総会招集通知、決議通知、事業レポート、中間事業レポート、有価証券報告書、四半期報告書、ANNUAL REPORT(英文)を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部と管理本部が連携し対応しております。	
その他	アナリスト、ファンドマネージャー、機関投資家からの個別取材および株主対応を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダーとのコミュニケーション推進を盛り込んだ企業行動憲章を策定し、役員が携帯することおよび教育を通して周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	SNKレポートを策定し、当社ホームページ(URL = https://www.snk.co.jp/csr/report/)に掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	重要な影響を与える会社の業務、運営および業績に関する情報については、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」(適時開示規則)に定められる「決定事実に関する情報、発生事実に関する情報および決算の情報」に従い、各ステークホルダーに対し、迅速、正確かつ公平に伝達するため現在の社内体制のもと、適時開示に関する役割と責任の明確化を図っています。また、今後も社内体制の整備・強化を図ってまいります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システム)の基本方針を次のとおり定め、かかる体制の下で内部統制の強化を図ってまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社は、法令、社会規範、倫理などの厳守(コンプライアンス)を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として企業行動憲章を制定し、役員、職員に順守を求め、
- 2) ガバナンスの強化を図るため、代表取締役社長を委員長に、社外有識者を含めた経営倫理委員会を設置し、経営上の観点から、事業全般についてのコンプライアンス上の課題検討を行い、全てのリスクに対処し、コンプライアンス上の問題が生じた場合は速やかに是正改善を図る。
- 3) コンプライアンス統括責任者としてCCO(チーフ・コンプライアンス・オフィサー)を任命し、CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を、経営倫理委員会の下部組織として設置する。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する事項を審議し、経営倫理委員会に報告を行う。
- 4) 独占禁止法違反の未然防止を図るため、社長が任命した者を委員長とした 受注プロセス監視委員会をコンプライアンス委員会の下部組織として設置する。
受注プロセス監視委員会は、入札案件について、入札前の段階において不適切な営業活動の有無をチェック、監視するとともに、同業他社等との接触状況について確認し、コンプライアンス委員会に報告を行う。
- 5) コンプライアンスに関する報告、相談ルートとして、社内と社外有識者による社外に、それぞれ専用の相談窓口(ヘルプライン)を開設し、コンプライアンス違反の未然防止に努める。なお、相談者の希望により匿名性を保障するとともに、相談者に不利益にならないことを確保する。また独占禁止法に精通する社外有識者を窓口とした独占禁止法相談窓口を設置し、日々の営業上の疑問点について相談することにより、独占禁止法違反の未然防止に努める。
- 6) 役員、職員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施するとともに、基本は職場におけるコンプライアンスの実践にあるという方針から、各部門にコンプライアンス推進責任者を配置し、コンプライアンスの徹底を図る。
- 7) コンプライアンスの違反者に対しては、社内規程にもとづき厳正に対処する。
- 8) 取締役および職員の業務執行における法令、社内規程等の順守状況についての内部監査を定期的実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、業務文書管理規程に定める「業務文書の管理ならびに保存期間」に従って以下に列挙する取締役の職務の執行に係わる重要情報を文書または電磁的記録により関連資料とともに保存、管理する。

- a 株主総会議事録
- b 取締役会議事録
- c 経営会議事録
- d その他会社規則に定める委員会議事録
- e 稟議書
- f 会計帳簿、計算書類、出入金伝票
- g 官公庁その他公的機関、東京証券取引所に提出した書類の写し
- h その他業務文書管理規程に定める書類

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 事業等の様々なリスクに対処するため、各部門と緊密な連携を図り、情報の収集、リスクの特定や分析、対策の実施ならびに社内規程を整備することにより、リスク管理体制を構築する。
- 2) 緊急事態発生時においては、危機管理規程にもとづき、損害、損失等を抑制するための具体策を迅速に決定、実行する組織として、社長または社長が任命する者を本部長とする緊急対策本部を設置し、適切に対応する。
- 3) 内部統制部は、各部門のリスク管理の状況を定期的に監査する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 取締役会: 取締役については、実質的な討議を可能とする人数にとどめるとともに、取締役会は、取締役の職務執行が効率性を含め適正に行われているかを監督する。
- 2) 執行役員制: 取締役の職務の執行がより効率的に行われるべく、業務の執行にあたり、執行役員制を採用する。執行役員は取締役会で選任され、取締役会が定めた責務を執行する。
- 3) 経営会議: 経営会議を設置し、当社経営に係わる重要な業務執行の方針、業務案件を審議し、適正化を図る。
- 4) 稟議制度: 重要な業務執行案件については、稟議により決裁する制度を構築する。

5. 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、関係会社管理規程等を通じ、次のとおり関係会社に対し適切な管理を行う。

- a 関係会社の経営状況を把握し、適切な連結経営体制を構築・推進する。
- b 当社の企業行動憲章にもとづき、関係会社各社において行動基準を策定し、業務を適正に行うための行動の指針とする。
- c 関係会社の経営者が適切な水準の社内規程を整備、運用するよう求める。
- d 関係会社の重要事項についての報告を求め、また役員の選任、剰余金の処分などの決議事項について、出資者として適切な意思表示を行う。
- e 関係会社についても、当社に準じたヘルプラインを開設するとともに、コンプライアンス研修会を定期的実施し、コンプライアンスの徹底を図る。
- f 関係会社に対し、当社内部統制部により定期的に内部監査を実施し、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努める。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- 1) 監査役職務の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監査役職務執行を補助する組織を総務部とし、監査役が求めた適正な人数を確保する。補助する職員の人事については監査役と協議するものとする。
- 2) 監査職務に必要な指示を受けた補助する職員は、監査役ならびに監査役の指示に従うとともに、守秘義務を負う。

7. 当社企業集団の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- 1) 監査役は、取締役会のほか重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営会議、その他社内規定している重要な会議または委員会に出席する。

- 2) 監査役には稟議書その他重要な書類が回付され、または要請があれば速やかに関係書類、資料等が提出される。
 - 3) 取締役は上記のほか、当社および関係会社に関する次に定める事項を監査役に対して報告する。
 - a 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - b 内部監査状況
 - c リスク管理に関する状況
 - d 重大な法令・定款違反
 - e ヘルプラインの相談状況
 - f その他コンプライアンス上重要な事項
 - 4) 監査役は必要に応じて、取締役および職員に対して報告を求めることができる。
 - 5) 上記を含め、監査役に報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益にならないことを確保する。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、社長、取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
 - 2) 監査役が必要と認めるときは、社長と協議のうえ、特定の事項について内部統制部に監査の協力を求めることができる。また、監査役は、管理本部その他各部門に対しても随時必要に応じて監査への協力を求めることができる。
 - 3) 監査役の職務の執行にかかる諸費用については、あらかじめ予算を会社に提示し、請求できる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社企業集団は、反社会的勢力や団体との関係遮断を断固たる決意で臨む。その旨「企業行動憲章」に定め、役職員に対する教育・啓発活動を通じて周知、徹底を図るとともに、事案発生時には、社内の関係部門間の情報共有および関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取ることにより、組織全体として速やかに対処できる体制を構築する。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、会社の支配に関する基本方針を以下のとおり定めております。

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、一概にこれを否定するものではなく、大量買付行為に関する提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大量買付行為またはこれに類似する行為を強行する動きも見受けられないわけではなく、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

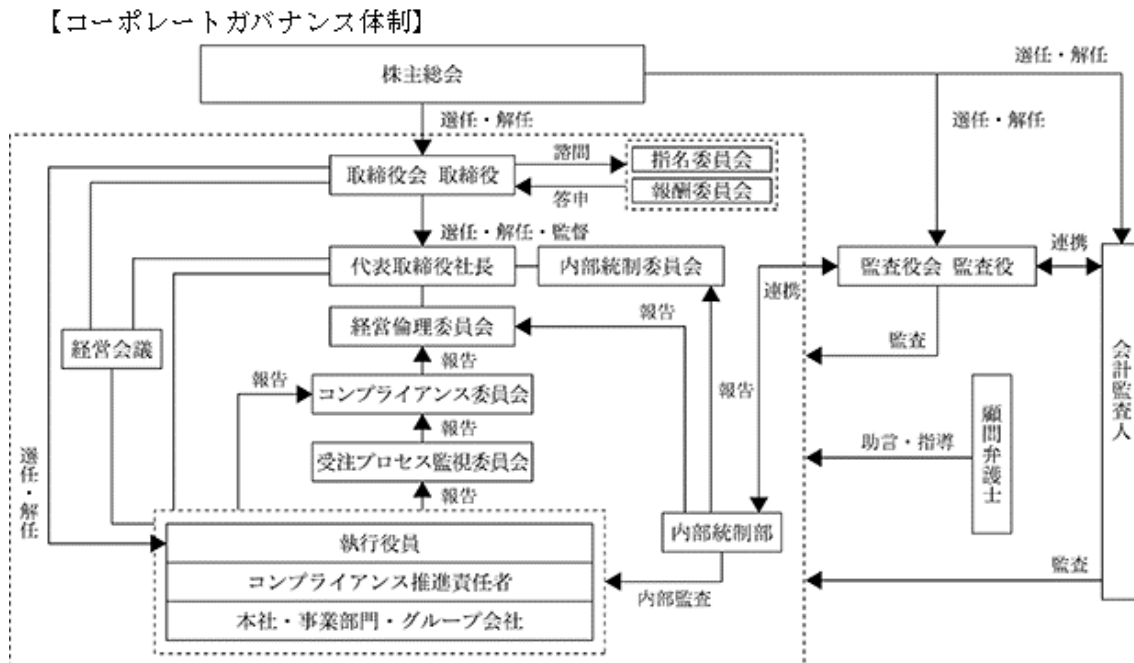
当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。したがって、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社は、当社株式に対してこのような大量買付行為が行われた際には、大量買付行為の是非を株主の皆様適切に判断していただくために必要な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

今後の課題としては、企業行動憲章を基本としたコンプライアンスの徹底を図るとともに、業務の適正性を確保するために必要な体制（内部統制システム）に則って確実に運用することであり、常に改善する努力を続けてまいります。

なお、コーポレートガバナンス体制および適時開示体制についての模式図は以下のとおりです。



【適時開示体制】

